

[用紙番号 国土交通省—1]

個表番号	2-㉔	法律名	河川法 (S39 法 167)
条 項	91①	事務内容	廃川敷地等の管理
	92		廃川敷地等の交換
	99		地方公共団体への河川管理の委託
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○廃川敷地等の管理等、地方公共団体への河川管理の委託に関する事務については、4月13日付で照会のあった「当てはめ修正試案」に対する当省回答「用紙番号 国土交通省—32」（様式2）で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—2]

個表番号	2- ⁵⁴	法律名	港湾法 (S25 法 218)
条 項	52 ^① 55 の 2 53 54 54 の 2 ^① 55 ^① 55 の 3 の 2 ^{①⑦}	事務内容	国土交通大臣による港湾工事の施行 国土交通大臣が行う港湾工事に伴う調査又は測量を行うための他人の土地への立入 国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた土地又は工作物の港湾管理者への譲渡 国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾管理者への貸付け又は管理委託 港湾管理者が設立された場合の、国の所有又は管理に属する港湾施設の港湾管理者への譲渡、貸付け又は管理委託 国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾運営会社への貸付け ・港湾広域防災区域内において、国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のために必要なもの（港湾広域防災施設）の管理 ・広域災害応急対策実施のための、港湾広域防災区域内における他人の土地の一時使用等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○エネルギーの9割以上、食料の約6割を輸入に頼り、重量ベースで輸出入物資の99.7%が港湾を経由する資源小国・貿易立国たる我が国においては、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾における主要施設は、開発保全航路とともに国際的・全国的な海上輸送ネットワークの根幹を形成しているところ、我が国の産業の国際競争力の強化のため、また、災害時における海からの緊急物資等の輸送ルートとしての機能を十分に発揮するため、国際的・全国的観点からその整備、利用、保全及び管理を行う必要がある。</p> <p>○組織法令に基づいて現在地方整備局が行っている事務は、国土交通大臣が地方整備局に対して、同一組織内の上下関係による指揮監督権を有することを前提としたものであり、このような組織の一体性により国際的・全国的観点から海上輸送ネットワークの根幹を形成する施設の適切な整備・利用・保全・管理水準を適正・迅速・確実・効率的に確保することが可能となっているところである。</p> <p>○現行の地方自治法の「法定受託事務」（第一号法定受託事務）は、「都道府県・・・が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」とされているところである。他方、国土交通大臣が行っている港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務は、上述のとおり、国際的・全国的な広域ネットワーク形成、国際競争力の確保、甚大な災害からの国民の生命・財産の保護等、国家的重要性に係るものであり、現行の地方自治法の法定受託事務とは大きくその性格が異なるところである。さらに、当該事務は、地方自治法の法定受託事務で規定されている「適正な処理を特に確保する」観点からの国の関与のみならず、迅速</p>			

性・確実性・効率性の確保といった観点からの国による関与も必要不可欠である。これらのことから、現在国土交通大臣が行っている港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務については、国による関与を柔軟に設けることにより、新たな事務類型とし、現在と同等の整備・利用・保全・管理の水準が安定的かつ永続的に確保されることが必要である。

○以上のことに鑑みれば、

- ・「当てはめ修正試案第2案」中の「国の関与」として記載されている「承認」はあくまでも事後的・受動的なものであり、適時・迅速性、確実性が求められる事務の性格上適切な国の関与とならない場合がある。また、「大臣への事後報告」についても、現行の地方自治法の「資料の提出要求」と同様のものであれば、当該要求は「普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料等」の要求に止まり、個別状況への対応が求められる国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する施設に関わる状況について、国として適時にチェックし、必要に応じ国家的見地からの国の判断を速やかに反映していくことが担保されないおそれがある。

○したがって、「当てはめ修正試案第2案」では、国際的・全国的観点からみた国益を担保する上で不都合が生じる。

○なお、「「当てはめ修正試案」について」中においては、「広域的实施体制が、毎年度、事業計画を提出し、大臣が同意する仕組みを設ける」とされているところだが、直轄事業の毎年度の予算の箇所付けに相当する実施計画は国土交通大臣が作製しており移譲の対象外であるため、当該「事業計画」の内容を明確化して頂きたい。

② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策

○上記不都合を解消するためには、広域的实施体制が行う事務については新たな事務類型とし、事前事後を問わず移譲された一定の事務が迅速かつ的確に行われることを担保するため、以下のような国土交通大臣の関与が必要である。

- ◇国土交通大臣が国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の整備、利用、保全及び管理に係る計画及び毎年度の実施計画を決定
- ◇国土交通大臣が国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の整備、利用、保全及び管理に係る毎年度の所要の予算額を措置
- ◇国土交通大臣が、広域的实施体制の長に対して、同計画・予算に基づいた国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の整備、利用、保全及び管理を執行させる義務を負わせる仕組み
- ◇国土交通大臣が、国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の整備、利用、保全及び管理に関する基準を作成・提示（一般的基準にとどまらず、国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の個別・具体の状況に照らし必要な基準や、事務の特性に応じた基準）
- ◇国土交通大臣による広域的实施体制の長に対する適時の指示、広域的实施体制の長が当該指示に従わない場合等の国土交通大臣自らによる事務の直接執行
- ◇広域的实施体制の長が国際的・全国的海上輸送ネットワークの根幹を形成する港湾施設の整備、利用、保全及び管理に係る一定の事務を行おうとする場合の国土交通大臣の承認等

【様式2】

◇広域的实施体制の事務処理の執行状況について、国土交通大臣による適時の調査（報告徴収、実地調査等）

○なお、個別の事務ごとにどのような関与が必要であるかについては、個別作用法で地方整備局長に委任を行っている事務・権限と併せて、事務の内容等を踏まえ具体的に整理していくべきものとする。

③ 移譲の例外とすべきと考える理由

○国家的見地から行う国の判断とその事務の執行が迅速かつ的確に実施されることが担保される上記の仕組みが整備されなければ、事務の移譲の例外とする必要がある。

[用紙番号 国土交通省—3]

個表番号	追加5	法律名	独立行政法人水資源機構法（H14 法 182）
条 項	17⑤	事務内容	水資源の開発又は利用のための施設の管理に係る機構への委託
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○水資源の開発又は利用のための施設の管理に関する事務については、4月13日付で照会のあった「当てはめ修正試案」に対する当省回答「用紙番号 国土交通省—32」（様式2）で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			